

ノルウェーから日本入国する際の水際対策措置に関して

(2022年3月3日以降適用)

令和4年3月2日
在ノルウェー日本国大使館

【ポイント】

●3月2日、日本政府は、ノルウェーからの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めないことを発表しました（3月3日午前0時（日本時間）以降適用）。これに伴い、入国後の待機期間は以下のとおり変更になります。

1 ノルウェーからの帰国者・入国者であり、かつ有効な接種証明書を保持しているワクチン3回目「追加」接種者：入国後の自宅等待機を免除

※ノルウェーで発行されたワクチン接種証明書が有効と認められるためには、氏名、生年月日、ワクチン名、接種日等が英語で記載されていることが必要になります。詳しくは、以下のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100309782.pdf>

2 ノルウェーからの帰国者・入国者であり、かつワクチン3回目追加「未」接種者：原則7日間の自宅等待機。ただし、3日間の自宅等待機後、自主的に受けた検査の陰性結果を入国者健康確認センターに提出し、同センターの確認が得られた時点で待機は解除。

●今般のウクライナ情勢を踏まえ、航空各社は、日本を含むアジア向けフライトについては、航路変更による急な出発時刻・到着時刻の変更が生じる場合があるとし、搭乗客に対し、フライト情報を事前に確認するよう呼び掛けています。乗り継ぎ予定先の各日本大使館や総領事館の情報も参考にしつつ、搭乗予定のフライト情報について、事前確認するようお願いいたします。

【本文】

1 2022年3月3日午前0時以降（日本時間）の待機期間の変更

3月2日、日本政府は、ノルウェーからの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めないことを発表しました（3月3日午前0時（日本時間）以降適用）。これに伴い、ノルウェーから日本に入国する場合は、7日間待機を原則とした上で、3回目のワクチン接種等の条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書（以下、ワクチン接種証明書）を所持しているか否かによって、入国後の待機期間が変更されることとなります。

(1) ノルウェーからの帰国者・入国者であり、かつ有効な接種証明書を保持しているワクチン3回目「追加」接種者：

有効なワクチン接種証明書の保持者は、空港 検疫での検査の陰性結果によって、入国後の待機は無しになります。

・ワクチン接種証明書に関して

ア ノルウェーで発行されたワクチン接種証明書が有効と認められるためには、氏名、生年月日、ワクチン名、接種日等が英語で記載されていることが必要になります。詳しくは、以下のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100309782.pdf>

イ ワクチン接種証明書と治癒証明書を組み合わせて3回目のワクチン接種をしたとみなすことは認められていませんので、ご注意ください。なお、ワクチンの混合接種は有効です。

ウ ワクチン接種証明書は、内容が確認できるものであれば、原本ではなくコピーでも認められます。また、電子的に交付された接種証明書については、アプリ、PDF・画像・写真等表示形式は問わず、内容が確認でき、条件が満たされていれば有効な証明書として取り扱われます。なお、EUDCC (EU/EEA Digital Covid Certificate)、ICAO-VDS 又はスマートヘルスカードに基づく二次元コードであれば、空港検疫での読み取りが可能です。

(2) ノルウェーからの帰国者・入国者であり、かつワクチン3回目追加「未」接種者：

ア 原則7日間の自宅待機を求めることとした上で、入国後3日目を以降に自主的に受けたPCR検査または抗原定量検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続は求められません。

イ 入国後24時間以内に自宅待機のために自宅等まで移動する場合に限り、待機期間中であっても公共交通機関の最短経路での使用が可能となります。

ウ 3日目を以降の自主検査は、「認められる検査実施機関 (<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>)」で検査し(検査のための外出は可であるも公共交通機関の使用は不可)、陰性結果を「MySOS (入国者健康居所確認アプリ)」により入国者健康確認センターに届出をしていただく必要があり、同センターからの「待機終了の連絡」により最短で4日目を以降の待機が不要になります。

○今次発表は以下のとおりです。(3月2日付：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C022.html

○3月1日以降の水際措置緩和に関する「よくある質問(2月28日付け更新)」は、以下で公表がされています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901838.pdf>

○水際対策措置に関するお問い合わせ窓口は、以下のウェブサイトの末尾のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00013.html

2 既存の水際対策措置など日本帰国時の注意

(1) 入国後の待機期間変更は上記のとおりですが、日本入国の際には出国前 72 時間以内の検査証明、誓約書(3月1日更新)、スマートフォンの携行(必要なアプリの登録・利用)及び質問票の提出は引き続き求められています。ワクチン3回目追加接種者は入国後の自宅待機を求めないため、MySOS(入国者健康居所確認アプリ)によるフォローアップの対象外ですが、濃厚接触者となった場合等の今後の連絡のため、インストールをしていただくことになっています。

(2) また、検査証明は、厚生労働省が指定するフォーマットを可能な限りご利用いただき、出発地、経由地を含め航空機への搭乗を拒否されるなどトラブルや混乱が生じないように以下のウェブサイトを活用の上、最新情報をご確認ください。なお、令和4年3月9日午前0時(日本時間)より、鼻腔ぬぐい液も検査証明の際の有効な採取検体として取り扱われることになりました。

○厚生労働省ホームページ(水際対策に係る新たな措置について:2月24日更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○日本入国者向けご利用ガイド一覧(アプリの使用方法等を確認できます)

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php>

○検査証明書について(よくある質問)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

○当館からの案内(ノルウェーにおける検査機関等の情報)

https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00406.html

○【羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港に到着する便で試行運用中】空港での検疫手続きの事前登録ができますので、是非ファストトラックのご利用を!

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

○海外から日本への入国時の手続きに必要な情報を事前にオンラインで入力できる Visit Japan Web サービス

https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

3 ウクライナ情勢を受けた日本行きの航空便等の運行状況

今般のウクライナ情勢を踏まえ、航空各社は、日本を含むアジア向けフライトについては、航路変更による急な出発時刻・到着時刻の変更が生じる場合があるとし、搭乗客に対し、フライト情報を事前に確認するよう呼び掛けています。乗り継ぎ予定先の各日本大使館や総領事館の情報も参考にしつつ、搭乗予定のフライト情報について、事前確認をしていただくようお願いいたします。

○日本航空（JAL）ウェブサイト

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2022/other/220224/>

○フィンエアーウェブサイト

<https://company.finnair.com/en/media/all-releases/news?id=4196563>

○全日空（ANA）ウェブサイト

https://www.ana.co.jp/asw/topinfo/info.jsp?infoID=i20220224205430&info_tool_flag=1

○SAS ウェブサイト

<https://www.sas.no/>

（了）